

令和6年 第4回臨時会

美深町議会議録

令和6年4月30日 開会

令和6年4月30日 閉会

美深町議会

令和 6 年第 4 回臨時会
美深町議会会議録
第 1 号（令和 6 年 4 月 30 日）

◎議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 21 号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 22 号 令和 6 年度美深町一般会計補正予算（第 1 号）

◎出席議員（11名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 蟻崎 一 生 君	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 草野 孝治 君	副町長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	企画商工観光課長 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 山崎 義典 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 後藤 裕幸 君	総務グループ主幹 内山 徹 君
企画グループ主幹 渡辺 善美 君	経済産業グループ主幹 前田 直久 君
生活環境グループ主幹 川端 健 君	税務グループ主幹 中野 浩史 君
保健福祉グループ主幹 和田 政則 君	農業グループ主幹 加藤 保昭 君
建設林務グループ主幹 田畠 尚寛 君	水道住宅グループ主幹 町屋 英雄 君

◎教育委員会

教育長 杉本 力君 教育次長 大堀 裕康君
教育グループ主幹 元岡 友之君 教育グループ主幹 前田 貴也君

◎農業委員会

事務局長 山崎 義典君

◎議会事務局

事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので、令和6年第4回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、2番 望月議員、4番 名取議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局副主幹より行わせます。

服部副主幹。

○事務局副主幹（服部 満君） 諸般の報告を致します。まず閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和6年4月実施の例月出納検査報告書は写しを配布しております。次に、長側の提出議案については、条例の一部改正1件、補正予算1件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第21号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第21号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。議案第21号 美深町長等の給与に関する

条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は令和6年度における人件費の増加に鑑み、特別職の期末手当について給料月額に100分の15を乗じる役職加算分の支給を1年間先送りしようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げ、提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。議案第21号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明いたしますので、次のページをお開き下さい。この条例の改正理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。改正内容につきましては、改正趣旨に記載いたしましたが、令和6年度における町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の額の計算については、給料の月額に100分の15、通称役職加算と呼ばれている加算率を乗じないものとする改正でございます。具体的には、表の右側改正案の欄のアンダーラインの部分が改正するカ所でございます。条例本則の附則に第11号として令和6年度に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に」とあるのは、「給料月額に」とするという読み替え規定を加えるものでございます。このように規定することによりまして、町長が提案説明で申し上げました1年間先送りするということと同じ効果、結果となりますので、ご理解をいただきたいと思います。参考としまして、表の左側現行の欄に期末手当の規定を記載してございます。この新たな附則第11号で、読み替える部分を網掛けで示しておりますので、審議の参考としていただきたいと思います。最後に、この条例の施行期日ですが、交付の日と致します。以上で、議案第21号の説明と致します。

○議長（南 和博君） これから議案第21号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第21号について採決します。議案第21号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第21号は可決されました。

◎日程第5 議案第22号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第22号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第22号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、2つの公共施設の補修工事並びに物価高騰対策としての交付金事業であります所得税及び住民税に係る定額減税調整給付金等を給付するためのシステム改修に要する経費などの追加補正であります。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ628万8千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ51億128万8千円となるものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第22号のご説明を致します。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思います。議案第22号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第22号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 工事請負費の方で、ちょっとお伺いを致します。プールの屋根の関係ですが、参考までにお伺いいたしますけれども、南側の屋根、ポリカーボネットの材質だと思うのですが、そちらの影響等はなかったでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 被害にあった箇所が西側のトタンですね、三角の部分の北側の西側の北面の鉄板が剥がれたということで、南側の部分に関しては、被害はございませんでした。大丈夫です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） これから工事等の計画が進むと思うのですけれども、プールは割と早い時期に温室プールですか。だからできたと思うのですけれども、今回の工事によっ

て、その開始の時期だとか、その辺に多少状況がでるような話もちょっと聞いたのですけれども、現時点ではどのぐらいの見通しになっているのか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 通常でしたら、オープンが予定としましては、5月の19日日曜日ということで通常オープンしております。昨年は、5月20日ということでオープンします。今、本日補正予算可決していただきますと5月中旬の入札ということで予定しておりますので、工事自体は若干期間かかると思うのですが、まず仮に鳥と虫が入らないような措置を施して、早急にオープンはしたいと思います。何とか子どもたちも楽しみにしておりますので、5月中もしくは6月上旬までに仮設工事みたいなことを行ってオープンをして本工事はしっかりとやるというようなことで、オープンには影響ないよう早急に進めたいと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは参考までにお聞きするのですけれども、これとは別に体育館等の改修も出ているものですから気になるところなのですけれども、これ強風でという説明だったのですが、屋根、こういう施設に関しての屋根ですね。屋根、壁も含まれるのかもしれないのだけれども、これ建設時で想定風速何メートル以上は、建設法は私わからないのですけれども、そこら辺何メートルまでは大丈夫ですとかそういう基準があればちょっと教えていただきたいと思います。伝承遊学館も合わせて、そちらの方も。それは強風ではないのですけれども、雪害の説明であったのですけれども。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 建築基準法等の部分に関しましては、私ちょっと素人ですので、ちょっとそこまで調べ切れていませんでした。ただこちら今回破損した場所、平成25年にも屋根の改修工事を行って、風が飛ばないように鉄板の上から更に鉄板を貼って補修をしているというような箇所でした。建築で風が何メートルとかというのが、ちょっとあるかないかについては、ちょっと今ここでは答弁できないのですが、点検をしながら破損個所、危ないカ所については点検をしながら事故等の起こらないように対策はしているというようなことでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わからないのであれば、それ以上答えはでないのだけれども。ただやっぱりこれだけ、風水害等が全国的に話題になって、ましてやこの公共施設の建物としては、それはやっぱりメーカー保証や何かも色々あるわけですから、そこら辺の観点からいうと契約時には確認の上それはやっぱり、瑕疵っていうのですか。どちらかがちょっと

と上手くないというような。そこまでやった上の契約でないと、これからそういうことも必要になるのではないのかなと私は思うのですけれども、そこら辺の観点であえてもう1回答弁があれば、なければなくて結構です。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） プールに関しましては、屋根が昭和55年に建設しています。44年前ということで当時ですね、風、風雪害含めてどのような災害対策、当時の建築基準法に則って施工はされているという風に考えております。また伝承遊学館、旧厚生小学校、昭和41年ということで確認しておりますので、この当時のちょっと古い建築基準ということで、建物の老朽化、腐敗含めて進んでいますので、そういった部分でやはり今後の維持管理メンテナンスということで、被害が出ないように的確に修繕等の対応を行っていくというような答弁に今回留まるのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第22号について採決します。議案第22号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第22号は可決されました。以上で、本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。

これで令和6年第4回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 望月清貴

署名議員 名取明美